

令和5年度みえ旅おもてなしポイントプログラムプロモーション業務
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

当該業務は、「みえ旅おもてなしポイントプログラム」事業（以下、「みえポ」）について、より多くの旅行者に利用・周遊してもらうとともに、各協力施設が利用促進に向けて取り組むことを目的に委託するものです。

※「みえポ」は、旅行者からデータを収集し、より戦略的な観光マーケティング活動につなげることを目的とし、令和元年8月8日よりみえ観光の産業化推進委員会（以下、当委員会とします。）が実施してきた「スマホでみえ得キャンペーン」事業に、宿泊や県内周遊を促進するための仕組み等を追加し、リニューアルしたものとなっています。令和4年11月16日より第1弾を開始し、現在第2弾を実施中です。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、令和5年度みえ旅おもてなしポイントプログラムプロモーション業務を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務仕様書のとおり）

(1) 委託業務名

令和5年度みえ旅おもてなしポイントプログラムプロモーション業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(3) 契約上限額

12,438,800 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

(5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)

イ 共同事業体協定書兼委任状(第2号様式)

※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(2) 提出期限

令和5年6月15日(木)17時

(3) 提出方法

16の問い合わせ先に、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

※ 郵送又は電子メールの場合は必ず到着を確認してください。

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和5年6月13日(火)12時

(2) 質問の提出方法

16の問い合わせ先に電子メールで提出してください。

なお、電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年6月14日(水)17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して通知します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7(2)の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出

を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料 各9部

ア 企画提案書の概要書

A4版・1頁・文字サイズ 10 ポイント以上

※ 企画提案書及び費用内訳書の記載内容の要点をまとめたもの。

イ 企画提案書

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズ 10 ポイント以上

表紙を含め 20 ページ以内

ウ 見積書

- ・ 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- ・ 費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・ 社名及び代表名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要です。

エ 企画提案者の活動概要がわかる資料

- ・ 組織概要や体制等がわかる書類（自社パンフレット等でも可）
- ・ 過去5年間の類似業務の事例概要（主なもの）

(3) 提出期限

令和5年6月21日（水）17時

(4) 提出方法

16の問い合わせ先に、持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、(3) 提出期限までに到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が(3) 提出期限までに確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて16の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「令和5年度みえ旅おもてなしポイントプログラムプロモーション業務企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」といいます。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します（契約は、見積書の提出により行います）。

なお、選定において、最低制限基準点（合計満点比 60%）未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

(2) 審査基準

以下の項目により、審査します。

なお、「イ 企画性」の項目については、配点を2倍とします。

ア 合目的性

・事業の目的や趣旨をふまえた提案内容となっているか。

イ 企画性(比重配点×2)

・情報発信だけではなく、実際に利用や周遊を促進する提案となっているか。

・SNSを有効に活用し、メインターゲットとなる20代、30代に訴求できる提案となっているか。

・各協力施設が「みえ旅おもてなしポイントプログラム」の利用促進に向けて取り組みたいと思うような提案となっているか。

・魅力的なロイヤリティプログラムが提案できるノウハウを有しているか。

ウ 計画性

・上記アおよびイの展開を実施するにあたって、実施可能なスケジュールとなっているか。

エ 数値目標の設定・事業効果の検証

・提案されている取組について、「みえ旅おもてなしポイントプログラム」にかかる利用数や協力施設の増加数など適切な数値目標が設定されているか。

・PDCAサイクルを取り入れた事業効果検証の仕組みとなっているか。

オ 実施体制

・当委員会との連絡体制は十分か。

・社内体制及び業務に関係する社外組織との連携体制は十分か。

・上記ア～ウを実施するにあたって、十分な人員配置となっているか。

・共同体での提案の場合、共同体を組む理由は明確か。また、それぞれの役割分担は明確になっているか。

・法令遵守・情報管理に必要な体制は十分か。

(3) プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたっては、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日(予定)

令和5年6月26日(月) 午前

イ 時間

改めて別途通知します。

ウ 実施方法(予定)

WEB 会議(zoom)

エ 説明者

3人までとします。

オ その他

・プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします

・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

※提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和5年6月23日（金）までに通知します。

(4) 審査結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して速やかに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）の写し（提示可）
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの（無料））の写し（提示可）
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書及びその裏付けとなる書類（契約書の写し、契約の相手方が発行した契約履行実績証明書その他業務内容がわかる資料）

※当委員会が指示した日までに提出してください。

※(1)、(2)について、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、提出（提示）ができない場合は、別紙「申立書」を提出してください（FAX 又はメール可）。

11 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
なお、みえ観光の産業化推進委員会経理規則（以下「経理規則」という。）第35条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、経理規則第35条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、当委員会の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 選考経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。

16 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
みえ観光の産業化推進委員会事務局 川口、伊藤
(三重県観光部観光戦略課内)
TEL 059-224-3115
FAX 059-224-2801
E-MAIL kankost@pref.mie.lg.jp